

認定ファシリティマネジャー（CFMJ）資格

新規登録案内書

| | |
|-------------------------------------|---|
| 1. 認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格制度の概要 | 1 |
| 2. 認定ファシリティマネジャー(CFMJ) 資格の新規登録の申請案内 | 2 |
| 3. 新規登録の要件 | 3 |
| 4. 「CFMJ」 資格の登録申請可能な期間 | 4 |
| 5. 更新講習課程修了による更新登録 | 5 |
| 6. 新規登録手数料 | 5 |
| 7. 資格登録証等の交付 | 5 |
| 8. 登録の抹消 | 5 |
| 9. 個人情報の取り扱いについて | 6 |
| 10. 登録内容変更時の届出 | 6 |
| 11. その他 | 6 |
| 12. 「CFMJ」 資格新規登録事務局 | 6 |
| 13. 【参考資料】 新規登録(最長5年)後の資格更新登録に備えて | 7 |
| 14. 【参考資料】 JFMA提供のFM関連情報の利活用について | 8 |

2025.11

FM関連の国際標準規格、ISO 41001 が 2018 年 4 月に、また、日本の国家規格として JIS Q 41001 が 2021 年 8 月に発行されました。

あなたも、FMの知識や能力を身につけ、FMでイノベーションを起こし、組織を、そして日本を元気にしませんか。

主催 FM資格制度協議会

公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会（JFMA）

一般社団法人 ニューオフィス推進協会（NOPA）

公益社団法人 ロングライフビル推進協会（BELCA）

事務局 公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会（JFMA）

1. 認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格制度の概要

◆ 「認定ファシリティマネジャー資格試験」に合格された方が、『第四の経営基盤』であるファシリティマネジメント(FM)の担い手として「認定ファシリティマネジャー(英文表記: Certified Facility Manager of Japan) 以下CFMJという」資格の称号を取得するための「新規登録申請」についてご案内します。

◆ 「認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格制度」

(1) 「認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格制度」は、「FM資格制度協議会」の下記三団体により、ファシリティマネジメントに関する知識及び技能の水準について審査・認定を行い、その向上に寄与することを目的に、1997(平成9)年に創設されました。

- ① 公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会 (以下、JFMAという)、
- ② 一般社団法人 ニューオフィス推進協会 (以下、NOPAという)、
- ③ 公益社団法人 ロングライフビル推進協会 (以下、BELCAという)

◆ CFMJ 資格試験に合格された方の資格登録には(1)新規登録と(2)更新登録の2種類があります。

(1) **新規登録【新規登録申請可能な期間[合格年+5年間]は随時受け付けます。】**

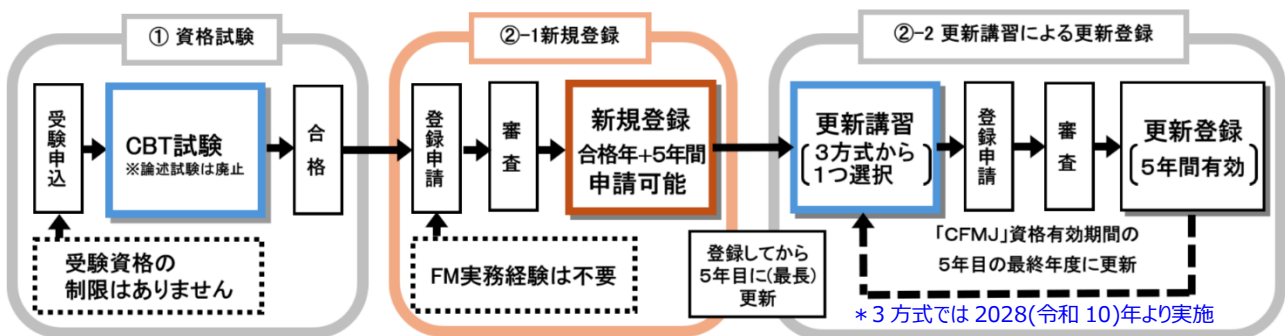
「FM資格制度協議会」では、「CFMJ」資格試験合格後、「新規登録」を申請された方で、登録の欠格事由^{*}に該当しない方を「CFMJ」資格取得者として認定し、その証として、「FM資格制度協議会」三会連名の「CFMJ資格登録証(カード型)」を交付します。

※新規登録案内書「3(1)新規登録の要件の登録の失格事由」参照

(2) **更新講習による更新登録【新規登録後5年目の更新講習を受講します。】**

「CFMJ」資格制度では、資格登録有効期間を5年と定めています。新規登録者で更新登録を希望される方は、有効期間の最終年度(最長5年目)に、更新講習課程(4方式から選択)を受講し、登録要件の審査を受けることによって、「CFMJ」資格の更新登録をすることができます。その証として、更新登録者に「CFMJ」資格登録証(カード型)が交付されます。

認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格試験・新規登録・更新登録の流れ



2. 認定ファシリティマネジャー（CFMJ）資格の新規登録の申請案内

下記 JFMA のホームページより案内に従って行って下さい。

※JFMA ホームページ「新規登録申請」: <https://www.jfma.or.jp/qualification/page7.php> 

合格者の発表・新規登録案内の通知

① 「新規登録申請」と「新規登録手数料 11,000円(消費税込)のお支払い」

JFMAホームページの「新規資格登録お申込」ボタンからお申込みください。ページの流れに沿ってお進みください。

■ 新規登録手数料の支払い方法を以下よりお選びください

- *「クレジットカード払い」: 申込後の決済画面からお支払いください (振込手数料はJFMA負担)
- *「銀行振込」: 登録いただいた連絡先Eメール宛てに「支払先 銀行口座」をご案内します
支払期日までに指定口座へお振込みください (振込手数料は本人負担)

② 新規登録申請の完了の確認

申請受付が完了すると「新規登録お申込み完了のお知らせ」をご登録のEメール宛てに配信します。
必ずお知らせメールを確認してください。

※ メールが届かない場合には申請が完了していない場合がございます。事務局へお問い合わせください。

③ 申請内容の確認

JFMAにて受領した申請内容の確認を行います。

- ※ 申請内容に不備があった場合には、申請から1週間前後に個別にご連絡します。
申請内容に問題がなければ、④に進みます。

④ 「認定ファシリティマネジャー（CFMJ）資格登録証（カード型）」の発行

登録料払込み月の翌月末に発送します。 (発行に約2ヶ月ほどかかります)

(注) 新規登録の可能な期間 [合格年+5年間] にご注意ください

3. 新規登録の要件(2025年(令和7年)4月改定)

(1) 資格試験合格者で、全ての方が直ぐに「CFMJ」資格の新規登録申請をすることができます。

※FMの実務経験資料の提出は必要ありません。

ただし、次の登録の欠格事由のいずれかに該当する方は、「CFMJ」資格の新規登録申請をすることができません。

- ① 未成年者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- ③ 破産者で復権を得ない者
- ④ ファシリティマネジャーの業務に関し、不誠実な行為をしたことにより、登録を抹消され、その抹消日から5年を経過していない者
- ⑤ 暴力団員等の反社会的勢力である者、又は反社会的勢力であった者で5年を経過しない者

(2) 新規登録申請に当たっては、本人による「誓約書」を提出が必要となります。

※ インターネットによる申請画面の過程で、「誓約書」に関するページがあります。

「誓約書」内容を十分ご確認の上、承認することで誓約書の提出とみなされます。

5. 更新講習課程修了による更新登録 (※前頁右側参照)

認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格制度では、資格登録者は、資格有効期間の最終年度(5年目)に、更新講習課程を修了し、登録要件の審査を受けることによって、「CFMJ」資格の更新登録をすることができます。

例) 2025年の試験合格者が、継続して「CFMJ」資格更新登録を希望する場合は、2030年度(合格後5年目)に行われる更新講習課程を修了し、登録要件の審査を受けることによって、「CFMJ」資格の更新登録をすることができます。

※更新講習による更新登録については、JFMAのホームページを参照してください。

<https://www.jfma.or.jp/qualification/page4.php> 

(メニュー> 認定ファシリティマネジャー資格> 更新登録申請)

6. 新規登録手数料

- (1) 新規登録手数料は11,000円です。(CFMJ資格登録証(カード型)作成費、消費税込。払込手数料はJFMAが負担します。) JFMAホームページ「新規登録申請」の新規登録手数料の支払い方法 [①クレジットカード払い ②銀行振込] より選んでください。
- (2) 一旦支払った登録手数料は、当協議会の責任により登録を受けることができなかった場合を除き返還いたしません。
- (3) 新規登録手数料の領収書の入手方法は、入金確認後、メールにてお知らせします。

7. 「CFMJ」資格登録証の交付

「FM資格制度協議会」では、「CFMJ」資格試験合格者が、「新規登録申請」をして、登録の欠格事由に該当しない方を「CFMJ」資格者として認定し、その証として「FM資格制度協議会」三団体連名の「CFMJ」資格登録証(カード型)を交付します。

8. 登録の抹消

- (1) 次のいずれかに該当するときは登録を抹消します。
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
 - ②破産者で復権を得ない者
 - ③ファシリティマネジャーの業務に関し、不誠実な行為をしたことにより、登録を抹消され、その抹消日から5年を経過していない者
 - ④暴力団員等の反社会的勢力である者、又は反社会的勢力であった者で5年を経過しない者
 - ⑤登録の有効期間が満了したとき(更新の登録を受けた場合は除く)
 - ⑥登録者が死亡し、または失踪宣言を受けた場合
 - ⑦虚偽または不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき
- (2) 次のいずれかに該当することになったときは登録を抹消することがあります。

登録者が登録簿の記載事項に変更を生じた場合において、正当な理由がなく30日以内に届出を行わなかったとき

9. 個人情報の取り扱いについて

「CFMJ」資格試験の新規登録申請書で知り得た個人情報は当協会の個人情報保護方針にもとづき、適正かつ安全に管理します。なお、詳細については、JFMAのホームページ最下段の「個人情報について」をご覧ください。

- ・ **個人情報について** <https://www.jfma.or.jp/regulation/personal.html> 


10. 登録内容変更時の届出

新規登録後、住所連絡先・連絡用メール等の登録内容を変更された方は、必ずJFMA事務局にご連絡ください。

- ・ **メニュー>認定ファシリティマネジャー資格>登録内容変更時の届出>登録内容変更届**
<https://www.jfma.or.jp/qualification/page8.html> 

11. その他

「CFMJ」資格制度の試験および登録の実施にあたり、変更事項が生じた場合には、JFMAのホームページ内に掲載いたしますので、そちらをご確認ください。

- ・ **JFMAホームページ/トップページ** <https://www.jfma.or.jp/> 

12. 「CFMJ」資格新規登録事務局

資格登録内容変更手続き、各種手続きについてのお問合せなど、資格に関するお問い合わせについては、以下までご連絡ください。

公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会（JFMA）

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-13-6 浜町ビル 6階

TEL : 03-6912-1177 FAX : 03-6912-1178 E-mail : touroku@jfma.or.jp

ホームページ : <https://www.jfma.or.jp/> 

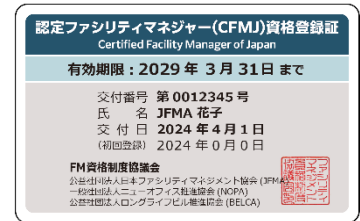
(メニュー> 認定ファシリティマネジャー資格> 「新規登録申請」「更新講習を伴う新規登録」「更新登録申請」)

【業務時間 : 月曜日～金曜日 9時30分～17時00分】(祝日・夏期・年末年始休暇を除く)

【 参考資料 】

1 3. 新規登録(最長5年)後の資格更新登録に備えて

CFMJ資格制度では、CFMJ資格の有効期間を5年と定め、5年ごとの更新講習課程による更新登録を実施しています。今回新規登録され、継続して更新登録を希望される方には、「更新講習課程(3方式から1つ選択)」をご案内します。



*継続して資格更新登録を希望される場合は「CFMJ 資格登録証の有効期限の前年」となります。

※詳細は JFMA ホームページをご確認ください(認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格>「更新登録申請」)
<https://www.jfma.or.jp/qualification/page4.php>

◆更新講習課程3方式

※3方式内容については現在の制度に準拠しています。(2028年よりB方式の廃止が決定しました)今後も「各方式内容」、「更新講習に伴う手数料」等は変更する場合があります。(更新対象年の6月にハガキおよびメールにてご連絡いたしますので、ホームページにて最新情報をご確認ください。)
 (2025年11月現在)

| 方式 | A方式 (JFMA個人会員) | B方式 (FM活動ポイント) | C方式 (在宅講座) | D方式 (Web講座) |
|---------|---|--|--|--|
| 概要 | 直近2年以上継続してJFMA個人会員であり、機関誌等によってFMの最新情報を修得し、更新講習テキストを自己学習する | 直近5年以内にFM業務従事やFMセミナー等参加で20ポイント以上取得し、更新講習テキストを自己学習する | 更新講習テキストを自己学習し、修了考査問題20問に解答し、合格点に達する | 更新講習テキストを使用したWeb講座を受講する |
| 選択条件 | 有効期限内で下記条件を満たす方 | | a) 有効期限内の方 b) 有効期限切れ(資格登録失効)の方 | |
| | 更新対象年度の前年4月以前にJFMA個人会員の入会手続きをされ、直近2年間の年会費を納入済の方 | 直近の5年以内に、4分野のうち2つ以上の分野において合計20ポイント以上を取得している方 | | |
| 更新講習手数料 | 9,570円(税込) | 11,660円(税込) | 上記の a)の方: 34,320円(税込) b)の方: 38,610円(税込) | |
| 手続内容 | (1)更新講習に伴う手数料の振込 | (1)更新講習に伴う手数料の振込 (2)『ポイント申告表』『実務経験証明書』『証明書類(ポイントカード等)』の提出 | (1)更新講習に伴う手数料の振込 (2)問題(20問)の解答入力 | (1)更新講習に伴う手数料の振込 (2)Web講座の受講 (3)受講アンケートの入力 |

※【ご注意ください】 ・2027年10月1日～ : B方式ポイント付与が廃止となります。
 ・2028年度より、B方式による更新講習課程が完全に廃止となります。

2028年以降の更新講習課程対象者の皆様につきましては、A方式、C方式、D方式の3方式のいずれかで受講していただきます。

14. JFMA提供のFM関連情報の利活用について

JFMAでは、一覧に示すように、様々なFM関連情報を提供する場を設けております。CFMJ資格者の業務に役立つ情報ツールとしてご活用ください。また、5年後の資格登録更新に向けて、FMのスキルアップにつなげてください。詳細については、JFMAホームページの関連ページをご参照ください。

| | JFMAの活動 | 関連ページ URL |
|---|--|---|
| 1 | <p>JFMA 会員への入会</p> <p>CFMJ資格者に様々な特典がある『個人準会員』への入会をぜひご検討ください。 更新講習A方式のご利用、JFMA機関誌「ジャフマジャーナル」の配布、調査研究部会活動や海外FM視察団への参加可能、様々な図書・報告書・セミナーが会員割引価格でご利用可能です。</p> | https://www.jfma.or.jp/membership/index.html |
| 2 | <p>JFMA 主催 FM スキルアップセミナー</p> <p>JFMA主催セミナーに参加して、スキルアップしていきましょう。様々なFMレベルやテーマのセミナーを随時開催しています。多くのセミナーでは、更新講習B方式のポイントが付与されます。</p> | https://www.jfma.or.jp/seminar/index.html |
| 3 | <p>JFMA 調査研究部会活動</p> <p>18の調査研究部会がそれぞれのテーマで活発な活動を行っています。活動報告について、毎年9月より開催の「FM初心者向け秋の18講座」や、ファシリティマネジメントフォーラムでの研究報告、そして2年に一度発刊の機関誌 別冊「JFMA JOURNAL R」シリーズにて公開しております。</p> | https://www.jfma.or.jp/research/page2.html |
| 4 | <p>ファシリティマネジメントフォーラム</p> <p>加速するさまざまな変化の中で、FMのチカラをどう役立てていくのか、どう好循環を生み出していくのか、旬なテーマを掲げてFM情報交流を図る、毎年2月開催のFM最大のイベントです。必見！！</p> | https://www.jfma.or.jp/FORUM/index.html |
| 5 | <p>日本ファシリティマネジメント大賞(JFMA 賞)</p> <p>JFMA賞は、ファシリティマネジメントに関する優れた業績等を表彰することにより、日本国内におけるFMの普及・発展に資することを目的としています。これまでの受賞者の素晴らしい取り組みは、JFMAホームページよりご覧いただけます。</p> | https://www.jfma.or.jp/award/index.html |